

居宅サービス事業重要事項説明書

1. 本事業所が提供する居宅サービス窓口

電話 0467-54-9111 担当 生活相談員

2. 居宅サービス事業所の概要

①居宅サービス事業者の指定番号およびサービスの実施地域

事業所名	社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの森		
所在地	茅ヶ崎市下寺尾1928番地		
居宅サービス事業 介護保険指定番号	・通所介護事業	1472400207	
	・介護予防通所介護事業	1472400207	
	・短期入所生活介護事業	1472400033	
	・介護予防短期入所生活介護	1472400033	
その他のサービス	・居宅介護支援事業	1472400033	
	・介護老人福祉施設	1472400033	
サービス実施地域	茅ヶ崎市内、寒川町の一部、藤沢市の一部		

※ 上記地域以外の方もご希望あればご相談ください。

3. 短期入所生活介護事業

①職員体制

職名	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者（兼務）	1名	0名	1名	介護職員等の管理等
看護師（兼務）	3名	2名	5名	利用者の健康管理
生活相談員 （社会福祉士）	1名	0名	1名	生活介護の利用申込みの調整・介護職員等に対する技術指導・短期入所生活介護計画の作成・生活介護の提供
介護職員（兼務）	7名	1名	8名	生活介護の提供にあたる
介護福祉士	1名	0名	1名	
ヘルパー等	4名	3名	7名	
管理栄養士（兼務）	1名	0名	1名	利用者の栄養管理

②営業日および営業時間

(1)	営業日	1年365日年中無休
(2)	営業時間	24時間
(3)	その他	電話により24時間連絡が可能な体制とする。

③短期入所生活介護の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

申し込み方法	電話・来訪等
サービス提供	居宅介護支援事業者等が作成した介護サービス計画に基づいて、利用者の特性を踏まえた短期入所生活介護計画を作成し、本事業所の職員が入浴、排泄、食事等の身体介護および生活等の相談・助言、健康状態の確認その他、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能維持および介護者の心身の負担の軽減を図るためにこのサービスを提供する。

サービス内容	・入浴介助 ・排泄介助 ・食事介助 ・整容介助 ・移動介助 ・レクリエーション ・機能訓練 ・健康管理 ・相談・援助 ・その他
サービス提供の場所	社会福祉法人麗寿会 ふれあいの森 短期入所生活介護事業所

④利用料金

利用料金は、別紙の料金表のとおりとなります。

(1) 介護保険給付の支給

限度額を超えるサービスを利用される場合には、サービスの費用の全額が自己負担となります。

(2) 交通費

前記2. ①に定めるサービス実施地域以外の地域の方は、短期入所生活介護のために送迎した場合には実費が下記のとおり必要です。

本事業所の公用車を使用した場合	当該施設より実施地域を超えて片道2 km 以内 1,000 円、2 km から 5 km までは 2,000 円、5 km 以上は 3,000 円の実費を、介護保険の送迎自己負担額（1割）に上乗せして頂きます。
-----------------	---

(3) その他自己負担となる費用（利用料金）

理美容代	カット整髪のみ。実費を頂きます。
日用品費	ご希望により、別途ご料金を頂きます（別紙参照）
通院費	希望者には、当該施設より片道2 km 以内 1,000 円、2 km から 5 km までは 2,000 円、5 km 以上は 3,000 円の実費を頂きます。受診はご家族に対応をお願いしていますが、施設対応の場合は、付き添いとして実費（1名につき 1,500 円／1時間）を頂きます。
喫茶費	コーヒー・紅茶・こんぶ茶（各1杯 150円）
レクリエーション材料費 特別行事費	実施した場合に応じて実費を頂きます。

4. 費用（利用料金）の支払方法

①支払方法

- (1) 自己負担金は、利用翌月の27日に口座引き落としにてお支払い頂きますようお願い致します。
- (2) 医療費控除用領収書をご希望の方はお申し出いただければその都度発行いたします。
- (3) 利用者の方が要介護認定を受けていない場合には、サービスの費用の全額をお支払いいただきます。
この場合、要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。これを償還払いといいます。
- (4) 償還払いを受けるには、本事業所からサービスの提供があったことを証明する「サービス提供証明書」が必要です。

- (5) 「サービス提供証明書」は費用の支払い毎に本事業所が発行いたします。
- (6) 「サービス提供証明書」を保険者（市町村）窓口に提出すると払い戻しを受けます。ただし、払い戻し額は滞納等があるとその分減額されることがあります。
- (7) 「介護保険負担限度額認定書」の持参等がない場合は減免の対象になりません。

5. サービス利用方法

①サービスの利用の開始

本事業所の生活相談員（介護支援専門員）がお伺いいたします。この際、介護支援専門員は身分証を携行し提示します。利用者は介護保険被保険者証をご提示ください。契約の締結が完了後、サービスの提供を開始します。

②サービスの利用の更新

サービスの提供期間は契約締結の日から利用者の要介護支援または要介護認定の有効期間満了日までですが、契約を更新する場合には、契約更新同意書に必要事項を記載し、記名押印していただくことで更新することができます。

③サービスの利用の終了

(1) 利用者のご都合による終了

1週間以上の予告期間があれば解約が可能です。この場合は、文書により解約の手続きをとることになりますのでご了承ください。

(2) 本事業所の都合による終了

居宅サービスに係わる職員その他の経営資源が減退し、事業を縮小する場合、利用者の遠方への転居に伴い、きめ細かいサービスの提供が困難になった場合、指定取り消し等、利用者に対してサービスの提供が困難となった場合は解約とさせていただきます。なお、この場合には、1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知するとともに、該当地域の他の居宅サービス事業所を紹介いたします。

(3) 事業所が運営規程等および契約書に違反した場合利用者は解約することができます。

(4) 利用者が運営規程等および契約書に違反した場合

事業者および居宅サービスに係わる職員に対して契約を継続し難い背信行為を行い、信頼関係が破壊され、良質なサービス提供が困難となった場合には、その理由を明示して本事業所は即時解約することができることとします。

(5) 自動終了

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合

イ 利用者が医療機関に入院した場合

ウ 利用者が短期入所生活介護非該当と認定された場合

エ 利用者が死亡した場合

6. 本事業所の特長

- (1) ご利用者様の自立した生活を支援することを基本におき、お一人お一人の残された能力を活用しながら、主体性を尊重した援助を行います。
- (2) 社会福祉の専門的な視点を持ち、「心の通ったケア」を実践します。
- (3) 学ぶ姿勢を常に持ち、「させていただくケア」を実践します。
- (4) ご利用者様のご家族の介護負担を理解し、親身になってご相談をお受けします。

- (5) 認知症高齢者が安定した生活を送れるような専門的なケアを実践します。

7. 居宅サービスの概要

短期入所生活介護

- ①入浴、食事、排泄等の具体的なサービスの提供は、生活相談員が短期入所生活介護計画に基づいて実施内容、実施日数等を定め、利用者の同意を得て行います。
- ②実施する内容や手順は、短期入所生活介護計画により定め、内容、手順に留意事項があるか否かについても確認することとします。
- ③短期入所生活介護記録書に実施内容等を記載し、保管管理します。
- ④入浴介護がある時は、利用者の身心の状況に応じて入浴を行い、または清拭を行います。入浴の回数は週2回を基準とします。
- ⑤寝たきり等で機械浴槽を使用しての入浴も行います。
- ⑥食事の提供を行います。食事の時間は次のとおりです。

朝食	昼食	おやつ	夕食
8時～9時	12時～13時	15時	18時～19時

- ⑦自立への支援として、寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ⑧生活のリズムが守られるよう心身の状況に応じ、毎日の着替えを適宜行えるよう出来る限り配慮します。
- ⑨事業所の設備の概要

定員	16名	静養室	
居室	1人部屋	医務室	
	2人部屋	食堂	
	4人部屋	機能訓練室	
浴室	一般浴槽・介助浴槽・ 特殊浴槽があります	洗面所 トイレ	各居室に設置 しています

ア. 居室は原則として男女別ですが、事情により、カーテン等で間仕切りし、同室となることがあります。

イ. 介護老人福祉施設の空床を利用することがあります。

- ⑩利用者の心身の状況が変化した等で、継続した利用が困難になった場合には、介護支援事業者等に対する情報の提供その他サービス提供機関と密接な連携に努めるほか必要な援助を行います。
- ⑪利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行動を行いません。
- ⑫利用者がおむつを使用する場合は、おむつを適切に取り替えるものとします。
- ⑬利用者に対し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するよう努めます。
- ⑭利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等（以下「利用者等」という。）に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととします。
- ⑮利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者等において行うことが困難である場合は、利用者等同意を得て、代行することができます。
- ⑯利用者の入浴に際しては、利用者の入浴の適否等の判断に基づいて入浴すること

とします。

- ⑦利用者が現にサービス提供を受けているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取るなど必要な援助を行います。

8. サービス利用の留意事項

- ①本事業所では、社会福祉の人材育成のため、大学、短大、専門学校等の実習生を数多く受け入れておりますのでご了承ください。
- ②再三の注意にも係わらず秩序を乱す行為や暴言等が著しい場合には、サービス提供途中で利用者に帰宅していただくことがあります。
- ③サービス提供における送迎は、自宅玄関から事業所までとし、途中での乗降はできません。
- ④職員等に対する暴力等や事業所内での他の利用者に対する暴力等が見られ、今後とも同様な危険性があると判断された場合には利用を中断もしくは帰宅、退所していただくことがあります。
- ⑤費用（利用料金）が滞納された場合には、身元保証人に請求させていただくことがあります。
- ⑥利用者が故意また過失によって事業所の管理する施設に損害を与えた時は、その損害を弁償し、または原状に回復する責を負うことがあります。
- ⑦喫煙する場合は、事業所が指定した所定の喫煙コーナーを使用していただきます。
- ⑧利用者は施設内の秩序を乱すことのないように注意してください。
- ⑨本事業所では、社会福祉の啓発・発展のため、広くボランティア、慰問等を受け入れておりますのでご了承ください。
- ⑩本事業所で利用されるサービス提供をご利用中は職員の許可もしくは付き添いのない場合には、外出が行えませんのでご了承ください。
- ⑪食事の提供については、原則的に予め定められた時間に提供し、また、献立も本事業所が作成したものととなります。嗜好について考慮することもできますが、限度以上のものについては、利用者本人でご用意していただくことがあります。
- ⑫特別な室料や特別な食費等については、一般の居住費及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領します。
- ⑬サービス提供中は、飲酒については原則として行えません。
- ⑭面会については、原則として、午前9時～午後8時とします。それ以外の時間については連絡をお願いします。
- ⑮面会時の利用者本人への飲食物等の差し入れについては、健康管理上の問題等がありますので極力お控えください。また、持参の際には職員にお申し出ください。
- ⑯行事・クラブ活動の参加については実費相当が必要です。
- ⑰随時、喫茶店を開催しております。

9. 御家族

- ① 原則として神奈川県内に居住する御家族を1人定めることをお願いいたします。ただし、県内に該当する人がいない場合は、この限りではありませんのでご相談ください。
- ② 御家族をたて難い相当な理由がある場合は、御家族を定めず、このサービスを

利用することができます。

- ③ 御家族は居宅サービス事業利用契約に基づく債務に対してサービス利用者及びその家族等と連帯して履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な行為をしていただきます。

- (1) 利用者がサービス利用中に疾病等により医療機関に入院する場合の入院手続き
- (2) 契約解除や本事業所のサービスを中断等したときの身柄の引き取り
- (3) 利用者の身上に関する必要な事項
- (4) 御家族が死亡もしくはその資格を喪失したときには、その旨を速やかに本事業にお知らせください。必要があれば新たに御家族や保証人を立てていただきます。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、緊急連絡先（別表）に基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡します。（別表参照）

11. 契約後の改正

法律改正等があった場合、事業者はそれに従って本契約を改訂します。

12. サービス内容に関する苦情

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

ご利用者様相談担当窓口	電話番号 0467-54-9111 fax 番号 0467-54-1540 窓口担当 生活相談員 対応時間 9:00～18:00
-------------	---

- 公的機関においても、次の期間において苦情申立等ができます。

市町村介護保険相談窓口	茅ヶ崎市高齢福祉介護保険課 所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話番号 0467-82-1111 対応時間 9:00～17:00（平日のみ）
	寒川町高齢介護課 所在地 高座郡寒川町宮山165 電話番号 0467-74-1111 対応時間 9:00～17:00（平日のみ）
	藤沢市保健福祉部介護保険課 所在地 藤沢市朝日町1番地の1 電話番号 0466-25-1111 対応時間 9:00～17:00（平日のみ）

神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地 横浜市西区楠27-1 電話番号 045-329-3400 利用時間 9:00～17:00（平日のみ）
---------------------	--

13. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 麗寿会
代表者名	大屋敷 幸志
本社所在地	茅ヶ崎市南湖1-6-15
電話番号	0467-85-1148
事業の概要	<p>ふれあいの麗寿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設（ユニット型）（多床室） 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・居宅介護支援 <p>ふれあいの森</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援・SOS ネットワーク事務局 <p>ふれあいの里</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス <p>ふれあいの家みのり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 <p>元町ケアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援・通所介護・介護予防通所介護・訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 <p>ふれあいの泉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設（ユニット型）・短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護・通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援
事業所数	6カ所（ふれあいの森・ふれあいの里・ふれあいの家みのり・元町ケアセンター・ふれあいの泉・ふれあいの麗寿）

居宅サービス提供開始にあたり、利用者に対して運営規程・契約書
および本書面において重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1928番地
社会福祉法人麗寿会 ふれあいの森

説明者

氏名 小森 恒太

私は、運営規程・契約書および本書面により、事業者から居宅介護支
援についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

乙（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

御家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____